

## 外国籍転入者への個人番号の誤付番について

当市大島総合支所大島市民課の外国籍住民の転入処理において、誤って他自治体の外国籍住民の個人番号を付番してしまう不適切な事案が発生しましたのでお知らせします。

関係者の皆様には、多大なるご迷惑をおかけし深くお詫び申し上げます。今後、このようなことのないよう慎重な事務処理を徹底します。

### 1. 事案の概要

海外から西海市へ転入した外国籍住民 A さんについて、転入処理をした際に、国内他自治体に居住する氏名・生年月日・性別が一致する外国籍住民 B さんの個人番号を付番してしまった。

### 2. 経 過

令和6年10月24日、他自治体（住民記録担当課）から照会があり、西海市で調査した結果、海外から西海市に転入した A さんに B さんの個人番号を付番していたことが判明した。

### 3. 原 因

A さんの転入手続きの際、住民基本台帳ネットワークシステム（国内住民の本人確認を行うことのできるシステム）を用いて本人情報を確認したところ、氏名・生年月日・性別が一致する方 1 名（他自治体 B さんの情報）が表示された。受付担当者は A さんのパスポート及び在留カードで確認を行ったが、国内居住歴について A さん本人への聞き取りが不十分で、表示された他自治体の B さんと同一人物であると誤認し、B さんの個人番号を付番してしまった。

#### 4. 対 応

国、長崎県、個人番号を管理する地方公共団体情報システム機構（J-LIS）、全国健康保険協会などの関係機関に連絡し、必要な確認及び修正処理を行いました。なお、A・B両氏に事実を伝えた上で、Aさんに個人番号の新規付番をし、今回の説明と謝罪を行いました。また、Bさんへ個人番号の変更等を含めた今後の処理内容の説明や支援などを行いました。

#### 5. 個人情報の流出について

Aさんが勤務先にBさんの個人番号が記載された住民票の写しを提出していましたが、すでに回収しております。個人番号が流出してしまったBさんに対しては、説明と謝罪を行いました。

現時点で、個人番号以外の個人情報の流出は確認されていません。

#### 6. 再発防止策について

今回の事案発生を踏まえ、住民登録時の確認項目チェックシートを改めるなど誤付番防止策を講じるとともに、今回の事案の検証と事務処理のミス防止、及び職員の個人情報保護に対する認識を深めるため、関係職員に対する指導研修会を実施しました。

#### 7. 市長コメント

この度、西海市において発生した外国籍転入者への個人番号の誤付番に関する事案について、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを、心よりお詫び申し上げます。

今回の誤りは、本市職員による外国籍住民の本人確認の過程で発生したものであり、市の責任を痛感しております。このような事態を二度と起こさないために、組織全体での確認体制を強化し、職員への指導を徹底することで、再発防止に努めてまいります。

西海市長 杉澤 泰彦